議案第71号

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和7年2月19日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 基金の対象者を拡大する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例(平成28年3月世田谷区 条例第15号)の一部を次のように改正する。

- 第1条第3号を次のように改める。
- (3) 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助を受けている者又はその実施を解除された者
- 第1条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。
 - (4) 法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護を解除された者
 - (5) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する 児童虐待を受け、児童相談所又は子ども家庭支援センターの支援を受けていた者 附 則
 - この条例は、令和7年4月1日から施行する。